

伐採及び伐採後の造林の届出書 必要書類一覧（R4.4）

【共通書類】

伐採及び伐採後の造林の届出書	伐採開始の90～30日前までに提出
伐採計画書	
造林計画書	
伐採区域を明示した図面	住宅地図, 公図等
登記事項証明書	森林所有者のわかるもの
確認通知書・適合通知書交付申請書	希望者のみ提出

【所有者と伐採する者や事業をする者が異なる場合】

所有者との契約書	権利が確認できるもの
----------	------------

【代理人が事務処理を行う場合】

委任状	
-----	--

【伐採後転用の場合】

小規模林地開発概要書	
開発箇所と区域の分かる図面	事業計画図等

【転用目的が太陽光発電計画の場合】

経済産業省の経営認定書及び認定図面	
東京電力パワーグリッドとの連結契約書	

【伐採/造林完了後】

伐採に係る森林の状況報告書	伐採作業終了後30日以内に提出 ※造林を予定している場合も伐採作業終了後に提出が必要
伐採後の造林に係る森林の状況報告書	造林作業終了後30日以内に提出

※上記以外に必要な場合もあります。

※5条森林図の青色で示す範囲の中に入っている場合のみ申請します。

※1haを超えるときは、県への林地開発許可申請になります。

※伐採開始の90～30日前までに届出をしてください。

※太陽光発電の計画に際しては、事前に都市政策課へご相談ください。